

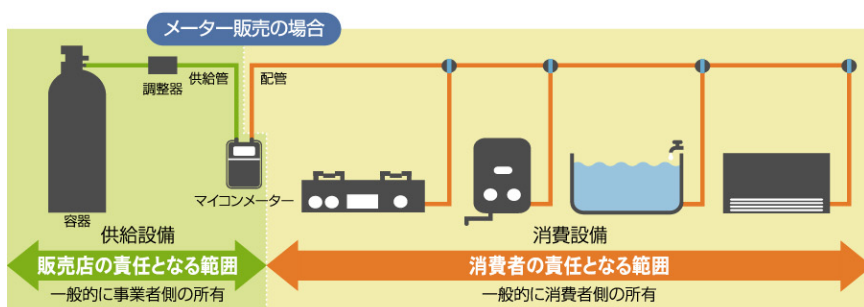
6 LPガスの取引

LPガス設備の維持管理責任区分や料金をはじめとする契約内容の明文化、また、取引上の注意など消費者の立場でご説明します。

設備の区分

供給設備は販売店、消費設備は消費者の管理責任

LPガス設備にトラブルがあった際に、誰の責任になるか？ 責任の所在を明確にするために、容器やメーター類などの供給設備は販売店側の維持管理責任、ガス器具や室内配管などの消費設備は消費者側の維持管理責任となっています。



取引に関わる書面の交付

契約時に販売店から消費者に交付

「書面」は契約を結んだときに販売店から消費者に交付することとされています(液石法による義務)。
液石法*の改正(平成9年4月施行)により、書面へ記載する内容がより具体的になりました。特に料金に関しては、料金の構成やその内容を消費者にわかりやすく示すことが義務づけられました。また、設備の所有関係について、消費者所有か販売店所有かを明確に表示することとなりました。
トラブルを避けるために、交付される書面の内容をよく確認し、不明な点は販売店に問い合せましょう。

※液石法：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

書面の主な内容

LPガスの種類

LPガスの引渡しの方法

料金 ●料金の内容(基本料金、従量料金など)および算定方法
●料金制度の考え方
(基本料金や従量料金には何が含まれるかなど)

設備の所有関係

設置、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法

消費設備(ガス配管、給湯器、コンロなど)を販売店が所有している場合は、

- 利用料や支払方法
- 契約解除時に消費者が消費設備に係る配管を買い取る場合の金額や算定方法

消費者、販売店、保安機関の保安上の責任

取引上の注意

販売店は消費者の自由選択

消費者は、販売店を自らの判断で自由に選べ、また自由に変更する事ができます。

消費者が販売契約の解除の申し出をし、LPガス容器などの供給設備の撤去を要求した場合には、現販売店は原則として**1週間以内に撤去する義務**が液石法により課せられています。

なお、LPガスは「特定商取引に関する法律」に規定されているクーリング・オフ制度の対象となっていないので、

1 提示された料金が急に値上げされることはないか

2 実際にガスを納入するのは誰なのか

3 契約の内容に不利な点はないか

4 保安やサービスの内容はどうか、など

新しい販売店と契約する際は事前に交付書面等の内容を確認し、わからない点は販売店から説明を受けてください。また、契約の際には上記4点について確認するとよいでしょう。